

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第19号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

第3条の4第1項本文中「及び小学校教育職員」を「，小学校教育職員及び中学校教育職員」に改める。

第7条の2中「小学校」の右に「，中学校」を加える。

別表第2の2中「小学校教育職員」の右に「及び中学校教育職員」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)